

研究ノート

中小企業の組織化原理と組合活動（3）

— わが国での系譜をめぐって —

寺 岡 寛

1. 中小企業と組織化政策
2. 産業組合の歴史的変遷
 - 2-1. 産業組合の歴史的展開
 - 2-2. 産業組合の問題と推移（以上、前号）
 - 2-3. 産業組合の経営と課題（以下、本号）
3. 産業組合の問題と課題（以下、次号）

キーワード：産業組合、組織化政策、組織化原理、産業組合全書、反産運動

2. 産業組合の歴史的変遷

2-3. 産業組合の経営と課題

ここで紹介している『産業組合全書』（東京、高陽書院）全12巻の第3巻（昭和11[1936]年発刊）が『産業組合経営（上）』と第4巻（昭和12[1937]年発刊）が『産業組合経営（下）』であった。著者は佐藤寛次であった。

著者の佐藤（古海）寛次は、当時、東京帝国大学農学部教授であった。佐藤は明治12[1879]年に山形県に生れ、中学生のときに、富農の佐藤文太郎の養子となり、農学を目指すことになる。佐藤は明治37[1904]年に東京帝国大学農科大学（農学部）を卒業後も大学院で研究を続ける一方、全国農事会（後に帝国農会となる）で機関誌の編集などに従事し、のちに産業組合中央会に移った。佐藤は産業組合の発展の実務を担うことになる。この意味では、産業組合経営を執筆するに最も相応しい人物であった。佐藤は東京帝大で教鞭をとりつつ（定年後は東京農業大学学長を務める）、産業組合中央会理事や同副会頭を歴任している。本書の具体的な構成は、上巻・下巻ではつぎのようになっている。

第1編 販売組合経営総論（上巻）

第2編 販売組合経営各論（上巻）

第3編 購買組合経営論（上巻）

第4編 信用組合経営論（下巻）

第5編 利用組合経営論（下巻）

佐藤は上巻の「序」でまず当時のわが国の産業組合運動の現状を「信用組合の事業には多少見るべきものがあったが、他の種類の組合は遅々として進展を見なかつたものである」¹⁾と述べた上で、ようやく、産業組合の必要性が高まったところに、「反産業組合の嵐」となったものの、「雨降って地固まるの譬の如く幾多の試練を超えて更に躍進の勢を示しつつあるのが現状である」²⁾と指摘する。さらに、佐藤は産業組合の経営の重要性をつぎのように説く。

『信用事業』は容易であるが、販売・購買の事業は困難であると云ふ声を我々はよく耳にするのであるが、それらの声は唯概念的に肯定し去ることなく其の持つ意味とかかる現象を来す原因をよく搜索して見る必要がある。外部的な原因は暫く措くとしても、内部的に考へて、組合たる中小産者が真に組合を理解せず、自らの経済的地位に対する認識不足に基く場合が極めて多いのであるから、組合経営者は此等の点に意を用ひて、組合員の教化に努めると同時に、組合経営をして組合員各自の経済に適應せしめる様大に尽力して組合の前途を拓くの心掛が極めて肝要である」³⁾。

佐藤は、第1編の「販売組合経営総論」で産業組合の標的を「中産以下の人々をして独立自助の精神を滋養せしめ、其の精神上的の団結と物質上の協働とに依り、自由競争の激烈なる今日の社会に処して、將に蒙らんとする困難を排除し、其の産業及び生活の状態を改善し、延いては国家並に社会の健全なる発達を企図せんとするものである。即ち中小産者をして大事業者、大資本家、大資産家の圧迫を免れしめ、其の経済的地歩を確保し、其の生活の基礎を堅固ならしめるものである」⁴⁾と述べた上で、販売組合の概念、中小産者生産物販売の現状についてふれている。現状についてはつぎのように総括された。

- ① 資金の欠乏—わが国農業の特徴である零細土地耕作者は、その少量の生産物を販売するときに、「販売者として優越した資格を有していない。即ち彼らは資金を有する事少なき為に現金の入用が起ると、最も不利なる条件でも其の生産物を売り放さねばならないのである」⁵⁾。
- ② 商品価値の減少—優良品が少ないため、安価で問屋に販売することとなる。
- ③ 多数中間者の介在—佐藤は例示として、生産者→地方仲買人→地方大中仲買人→地方問屋→消費地問屋→卸商→白米小売商→消費者という流れを示し、「それらが介在する事多ければ多い程失ふ利益は大きくなる。……この内地方問屋は米穀商の外肥料商、農具商、金貸業等をも営んでいる。……即ち米穀取引をなすのみでなく現金を持たぬ農民に肥料や農具を信用にて供給し、借りた農民は秋には高価な肥料や農具代金の支払いのために、此等の商

人を通じて売却する事を余儀なくされ、幾重にも圧迫せられて不利を蒙って居るのである」⁶⁾。

④ 運賃手数料の不利その他—生産量が小量であれば、運賃なども割高となる。

こうした不利な点を補うのが販売組合の役割である。この組合の種類としては、単純販売組合、加工販売組合がある。販売組合の機能としては、生産物の収集（これには所有権の移転を伴わない委託販売と組合がそのときの相場で買取する方法がある）、生産物の品質査定、販売の準備（受入品の保管貯蔵、荷造り）、販売先の選択、売込み（生産物の優良商品化、生産物の加工、出荷調整、広告・宣伝、視察・出張・勧誘）、販売品の運送、代金の清算がある。また、佐藤は「一定期間中、組合に出荷された農産物の同一等級品は互いに混合して共同販売に附し、取扱品を提供した組合員はその出荷数量と等級に応じ、其の期間の平均価格を売上代金として受ける組織である」共同計算（プーリング、プール）を紹介している。

佐藤はこうした販売組合が発達する条件について、つぎの3つの側面からこれを論じる。

- 1) 商業教育の普及—「小工業者、農業者又は漁業者に対して商業的教育を施し、彼等をして商人的な修養をなさしめる事は、大いに肝要な事と信じる。併し此の商業的教育は組合員全員に対して施す必要はないが、理事者事務員たるべき人に対しては絶対的に必要な事である」⁷⁾。
- 2) 専門技術家の指導—「全国的な販売組合連合会に専門家を置き、それらの人々を全国の各組合に送って適当なる指導を加へると共に、事業執行の便益を増す方法を採用するの必要があろう」⁸⁾。
- 3) 組合への忠誠—「販売組合の定款を見ても、・・・組合員たるものは、組合にて取扱ふ生産物ならば其の全部を組合に提供すべしと云ふ規定である。・・・然るに我が国の多くの販売組合、就中蚕糸事業を經營する組合の組合員中には、或る会社の買出人が来ると良質の繭を平気に売り、組合に対しては悪質の品を提供しながら、会社の支払価格を要求するものすらある。・・・組合員は組合の定款に従ひ忠実に義務を尽さねばならない。・・・我が国の販売組合の多くの組合員が果たして満腔の信頼を理事者に与へ、価格の高下に関せず販売は組合の事業、生産は自分の事業として居るであろうか。組合としては何処迄も組合事業の運用に就きて信頼を得べく、之と同時に組合員間に・・・共存共栄の思想を鼓吹し、組合員をして安心して其の事業に従事せしめる様にする事は甚だ肝要である」⁹⁾。

第2編では、販売組合経営各論ということで、米穀販売組合、小麦販売組合、生糸販売組合、産繭販売組合、牛乳販売組合、鶏卵販売組合、青果物販売組合を具体的に取り上げ、集荷、受入、販売などについて詳述された。第3編は購買組合経営論である。一般に、購買組合には単純購買組合、買入れた物を加工して供給する加工購買組合、組合自らが生産して供給する生産購買組合がある。歴史的に振り返れば、日本では当初、単純購買組合だけで、やがて明治後期に加工が認

められ、大正になり組合員自らの加工も認められていった経緯がある。購買組合の種類は、さらに原材料など生産に関連する購買組合と消費組合に分けることができる。佐藤は購買組合の必要性についてつぎの理由を列記している。

(ア)「中小産者は其の需要高が少ない為めに、その購入に際し数量の割合に多くの運転手数料を負担せねばならないので、常に原料購入に際し大資産家等に比して割高の支払いを必要とする」¹⁰⁾。

(イ)「中小産者はその有する所の資金が不足勝なるを以て原料購入に際し、販売先より掛買を余儀なくされる場合が多い。その掛買は売方から見ると、現金返済迄の金利を考へ、また貸倒れを予想せねばならない。更に資金固定の不利を見積って価格を高くせねばならないので、買方としてはそれ丈不利なるを免れないのである。更にその際には品質の善悪を論じて居られるので、悪品質のものを売りつけられる恐れさへある」¹¹⁾。

(ウ)「買入額が小量な為めに、彼等は品質の鑑定やその分析を他に依頼することすら出来ない地位にある」¹²⁾。

佐藤はこうした点について自らの体験も紹介している。「嘗て私が或る地域を旅行して肥料商に立ち寄り、販売肥料の需要高などに付き調査しつつあった時に、1人の農業者が現金を以て肥料を買入れた所が、倉庫にある良質のものを売り渡した。然るに他の1人の農業者は現金の支払いが困難であった為に、劣等の肥料を売り渡され、而も其の代価は前者に対して高価なることを発見したこともあった」¹³⁾。ここでは4つの不利益があるという。①劣等品質の購入、②高価買入れ、③掛買のために収穫の際に値引されること、④掛買への最高利息の適用。同様なことは生活必需品の購買において見出される。佐藤はこうした問題点を指摘した上で、購買組合の実際の経営実務について詳述し、組合主義の徹底こそが重要であることを強調している。また、当時、問題化していた購買組合と商人との関係について、佐藤は1章を設けつぎのように論じた。

「個別的な非難反対は相当以前から行はれて居るが、集団的な運動として表面化して来たのは比較的新しく、昭和4年前後から盛んとなって来たのである。即ち昭和4年10月に長野商工会議所主催の北本州商工会議所連合会に於いて『購買組合の違法行為取締り要望の件』を決議して日本商工会議所に提出したのを初めとして、全国肥料組合連合会や沼津、静岡、浜松の商工会議所は産業組合に対して肥料取締法を適用すること並に産業組合の投機的商行為の取締を要望することの決議をなして同じく日本商工会議所に提出したことからして、購買組合に対してのみならず、その他の産業組合の分野に対しても全面的な反産運動が展開されて来たのである」¹⁴⁾。

なお、当時、産業組合へ反対の意思表示を行った団体を第1表に掲げている。これを見ると、当時の反産運動の性格が理解できよう。実際のところ、昭和8[1933]年10月に、日本商工会議所などは全日本商権擁護連盟を結成したが、この参加組織は第1表にあるように米穀、醤油などの

第1表 反産運動とその関連団体

組 織	数	組 織	数	組 織	数
肥料商	8	石炭商組合	1	商工団体連合会	4
肥料同業組合	8	文房具商	3	商業組合	2
肥料商連合会	1	雑貨商	1	同業組合連合会	1
肥料協会	4	一般小売商	3	穀肥商同業組合	1
米穀商	5	肥料及醤油同業組合	1	肥料製造業者	1
米穀商組合	5	自転車業組合	2	酒類商同業組合	2
米穀木炭商	1	商工会議所	8	ゴム工業組合連合会	1

団体であった。この反産運動に関して、佐藤は「商人の側に於いても自ら顧みなければならぬ多くの点があるのではないか。前に述べた宣伝広告費の過大とか、従来の商慣習なる御用配達掛売などの為め多額の手数料と利子を附加するの必要等により売価を高くせねばならない。消費者は商品の価の高下を口にするにはあっても実際その高低を知らぬものが多く商人から売り付けらるる儘に買ふに過ぎない場合が多い。此の消費者の無智無識に乗じて暴利を貪る小売商も少なくないのである。殊に農村に於ける肥料商の如きは窮乏せる農民に対しても何等の容赦なく実に高価な肥料の購入を余儀なくせしめて居た。これらの諸点こそ消費者をして自ら不得手な商業を営ましめるに至った原因であって、寧ろ小売商人自らその責任を負はねばならない」¹⁵⁾と問題点を整理した。

佐藤は、さらに「政府の購買組合に対する保護助長に就てその差別撤廃を叫ぶも、之は組合員の大多数が窮乏せる農民である関係上、社会政策的乃至は国家的見地に立つての当然のことである。撤廃を叫ぶ商人としても農民と同じく国の中小産者階級を構成するものであって見れば、同じく兄弟であるべきものを、兄であり弟である農民其の他の組合員に対して多少の恩典が与へられたからとて、その撤廃を叫ぶは骨肉相食むものと云ふべきであり、寧ろ積極的に自身の境遇改善に邁進すべきであろう。その為めには或は政府の政策にすぎるもよかろうが、商人は商人自ら顧みて販売方法を改善し、商人同志産業組合を組織し、低利の資金を利用し、良品を廉価に販売するの方途を講じて、小売商人の存在理由を明らかにすべきであろう」¹⁶⁾と述べつつ、小売商人の競争者は産業組合だけではなく、百貨店との競争が大きな問題となっていることを指摘した。

つぎに信用組合の経営問題である。佐藤は第2表に引用した数字から信用組合の推移を説明する。第2表によれば、大正期に入ってから信用組合の数が急増していることが注目される。参考までに第3表には市街地信用組合の推移を掲げている。佐藤は産業組合における平均組合員数については、鹿児島県と山口県が多いことを指摘しつつ、ドイツのシュルツ系の組合員数と比較し

第2表 信用組合の推移

年 度	調査組合数	組合員数	1 組合平均組合員数
明治37年度	463	37,319	80
明治43年度	3,892	441,218	113
大正4年度	9,040	1,153,792	128
大正9年度	10,954	2,044,984	187
大正14年度	12,016	3,148,008	262
昭和5年度	11,449	3,861,078	337
昭和6年度	11,358	3,856,482	340
昭和7年度	11,290	3,925,801	348
昭和8年度	11,617	4,140,448	356
昭和9年度	11,812	4,261,076	361

第3表 市街地信用組合の推移

年 度	調査組合数	組合員数	1 組合平均組合員数
大正6年度	1	600	600
大正9年度	66	29,347	445
大正14年度	221	165,374	748
昭和5年度	255	250,056	981
昭和6年度	260	259,943	1,000
昭和7年度	263	270,833	1,030
昭和8年度	264	284,007	1,076
昭和9年度	267	300,216	1,124

ても、日本の組合員数の多さを強調している。この理由について、「何故に我が国の信用組合は町村組合と市街地組合とに論なく、多くの組合員を有するのか。それには色々の理由があろうが、一は本邦市町村の包容する戸数の多いことである。二は一町村一組合の主義が半強制的に行はれている結果である」¹⁷⁾と指摘される。

この組合員数の多数であることは「組合事業分量を大ならしめる上で於て甚だ望ましい点もあるが、之と同時に大なる欠点をも有する」¹⁸⁾と佐藤はとらえ、「殊に信用組合として、貸付の普及を図り、資金需要者には極めて軽易に貸付を行はんとするに際し、其の実行を困難ならしめる事

実は、此の多い組合員を有する組合に於て之を見るのである」¹⁹⁾と問題提起を行った。佐藤は対策について、組合員教育のほかにつきの項目を列挙した。

- A) 「現在部落組合として存在するものは、特別の理由なき限り、将来に於ても部落組合として存続せしめる」²⁰⁾ こと。
- B) 「組合員の事業及生活の改善につき努力して相当の成績を示した組合に於ては、各部落に世話人、訓育委員等を設けて、一層組合員を組合に結付ける方法を講ずると同時に、苟も組合員たる資格を有する者は、悉く之を組合員たらしめる為め一段の努力を為す」²¹⁾ こと。
- C) 「必要に応じて従たる事務所を設け又は世話人を置きて部落内組合員の総代的事務を取扱ふこととなし、金融の疎通に努める外、販売、購買、利用等の事業を兼ね行って、信用組合の業務と他の業務との有機的連携を図り、組合員の事業及生活改善の実を挙げるに努める」²²⁾ こと。
- D) 「組合員の職業如何に依つては、信用事業を以て町村区域内の農工商其の他の共通事業を為し、貯金と貸付を以て組合員全般の便宜を図ることとなし、販売、購買又は利用事業は単独に又は兼営して之を利用する人々に便宜を与へ、・・・組合区域内の人々の団結力を堅固なものとし得る便宜がある」²³⁾ こと。

組合員の職業如何ということでは、農村では農業者が圧倒的多数であるから同業者的組合の色彩が強くなるのは当然であるが、市街地ではさまざまな職業を持つ組合員が組合を構成することとなる。佐藤は第4表、第5表に紹介した職業別のデータを示している。

第4表 町村信用組合員の職業別構成

職業別	昭和3 [1928]年1月末調査 (3,838組合)			昭和9 [1934]年末調査 (11,545組合)	
	組合員数	1組合平均	百分率	組合員数	百分率
農業	1,197,033	312	75.91	2,951,452	75.1
林業	1,570	—	—	6,382	0.1
水産業	28,441	7	1.71	87,677	2.1
小計	1,227,044	319	77.62	3,045,511	77.3
商業	163,253	43	10.46	409,197	10.2
工業	72,856	19	4.62	181,068	4.5
その他	113,802	30	7.30	317,082	8.0
小計	349,911	92	22.38	907,347	22.7
合計	1,576,955	411	100.0	3,952,858	100.0

第5表 市街地信用組合員の職業別構成

職業別	昭和3 [1928]年1月末調査		昭和9 [1934]年末調査	
	組合員数	百分率	組合員数	百分率
農業	11,913	5.77	18,412	6.13
林業	336	0.16	451	0.15
水産業	1,120	0.54	2,748	0.91
小計	13,369	6.47	21,611	7.19
商業	107,743	52.22	151,227	50.37
工業	56,080	27.18	41,154	13.71
小計	163,823	79.40	192,381	64.08
その他	29,148	14.13	86,224	28.73
合計	206,340	100.00	300,216	100.00

佐藤は、日本における信用組合の職業別構成の特徴を述べ、ドイツのシュルツ系信用組合およびライファイゼン系信用組合との対比を試みている。それぞれの信用組合の職業別構成は第6表および第7表に示した通りである。シュルツ系信用組合の特徴は「工にも商にも農にも労働者にも偏することなく、一職業の機関に非ず、庶民即ち民衆の機関なること」²⁴⁾であり、「我が国の市

第6表 シュルツ系信用組合員の職業別構成

職業別	1921年	1925年	1926年
	組合員数 (%)	組合員数 (%)	組合員数 (%)
独立手工業者	142,981 (20.4%)	181,194 (19.1%)	195,430 (19.8%)
独立商業・製造業者	129,469 (18.5%)	147,172 (15.5%)	149,111 (15.1%)
独立農業者	140,104 (19.9%)	165,069 (17.4%)	167,503 (16.9%)
小計	412,554 (58.8%)	493,435 (52.0%)	512,044 (51.8%)
従属的自由業・官公吏	119,731 (17.1%)	198,899 (21.0%)	162,597 (16.4%)
雇用人及労働者	98,240 (14.0%)	167,969 (17.7%)	229,500 (23.2%)
その他	70,471 (10.1%)	87,810 (9.3%)	84,758 (8.6%)
小計	288,442 (41.2%)	454,678 (48.0%)	476,855 (48.2%)
合計	700,996 (100.0%)	948,113 (100.0%)	988,899 (100.0%)
調査組合数	977	1,111	1,187

第7表 ライファイゼン系信用組合員の職業別構成（統計年不明）

職業別	組合員数	構成比
農業者	314,232	58.4
2町歩以下の自作人又は小作人	61,352	11.4
2町～5町同上	92,980	17.3
5町～20町同上	117,907	21.9
20町～100町同上	38,476	7.2
100町以上所有の大農	3,517	0.6
工業者	75,718	14.1
牧師	2,468	0.5
学校教師	9,008	1.7
事務員及雇人	27,142	5.0
主として労働者	82,936	15.4
農業及林業労働者	21,729	4.0
工業労働者	61,207	11.4
その他の職業者	24,521	4.4
役場及裁判所役員	2,617	0.5
計	538,642	100.0

街地信用組合は漸次に労働者、俸給生活者及農業者の数を増加し、小工業者の数を比較的減少せしめているが、未だドイツのそれには及ばないのである²⁵⁾と佐藤は結論づけた。

他方、ライファイゼン系信用組合との比較では、ライファイゼン系の特徴を「各方面の職業者をも出来るだけ之に入れ、牧師、学校教員等をも組合員たらしめ、組合員の智的要素を豊富ならしめんとして居る²⁶⁾」ととらえた上で、「我が国の信用組合は、町村信用組合に於て余りに農に偏し、市街地信用組合は余りに商工に偏して居る。而も後者に対しては彼等は庶民銀行の名を以て称せられることがあるが、庶民とは職種の職業に従事する人々即ち衆民の義である。多くの人々の不用意にいふが如く、貧乏人の銀行は、直ちに庶民銀行ではない。予は此の意味を以て、本邦信用組合は尚ほ一段と庶民化を必要とすると思ふ。従つてこの庶民化の結果、事業組合との分離を必要とする場合さへあると思ふのである²⁷⁾」と主張した。

信用組合の理事と上級職員については、佐藤は「組合に於ては、組合長を徳の人とし、専務理事を腕の人とし、又は徳の人は1人とし、腕の人を数人とすべきか、若くは理事の全部は大体に

於て徳の人とし、理事会の下に上級職員即ち主事を置くべきか等の問題はあり得るのみならず、かかる人事に最善を尽くすことが信用組合の経営上甚だ重要な事項である²⁸⁾と述べた上で、理事会の具体的な開催方法、理事の選任方法などについてふれた。問題は理事の水準であり、「理事者として恥しからぬ腕前を有する人は全国を通じて果して幾何あるであろうか。農林省の調査に依ると、昭和元年末までに任意解散を為したる組合数8,400中役員及職員の不適当なるが為めに解散した組合は1,366、即ち1割6分余に達する点から見ると、理事者及職員に其の人を得ると否とは極めて重要事項であることが明かである。信用組合は其の事務を挙げて組合長常務理事の如き少数者の専断に任ずることなく、常に理事会の隔意なき協議を以て重要事務を処理することに馴れ、上級職員は此の間に於て其の職務を尽すべきである²⁹⁾とした。結論からいえば、佐藤は理事に公共意識の強さを求めた。このあと、佐藤は信用組合の監事、補助職員、評議員、信用評定委員などいわゆる組織のチェック・アンド・バランス論を展開した。

信用組合の業務に関しては、大別して貯金業務と貸付業務から構成される。貯金は組合員による貯金と組合員以外の貯金から成る。組合員以外の貯金については、「無制限に蒐集せしめることは、組合の支払能力に危険を生ずる虞れがあるから、組織の種類に依りて極めて厳格な制限を設けて居る。即ち有限責任の組合ならば出資総額の合計に保証金額を限度となし、保証責任組合に於ては、出資総額、諸積立金の合計に保証金額を加へたもの、無限責任組合に於ては出資総額の5倍及諸積立金の合計額を以て限度とする。此の制限は果して適当なりや否や別として、市街地信用組合が設けられてから、20年の歳月を経た今日に於ても、此等の制限に対して何等の苦情の起らない点から見ると、余りにも不都合な制限ではない様である³⁰⁾とされる。なお、理事者の私財提供義務に関しては、「有限責任及保証責任組合の理事者に限ることであるが、市街地信用組合が多く員外貯金を集め得た後に於て、一朝財界の動揺があるとか、組合事業が思ふ様に進捗しないことがあったときに、4分の1以上の払戻準備金を以てしては勿論のこと、其の他の財産を以てしても尚ほ到底貯金者に払戻しを為し得ないことが生ずるかもしれない。・・・組合の表面に立って、貯金勧誘上これら員外者の信用の基礎となった組合理事者は、連帯して其の貯金の払戻を為し得るだけの私財を提供しなければならないことになって居るのである。此の責任は理事の退任した者に対しても、貯金が在任中に発生したものたる限り、退任の登記後尚2年間存続することになって居る³¹⁾ことは理事者に大きな負担となったことは言うまでもない。

とりわけ、市街地信用組合の員外貯金者の保護については、「無産者や労働者が多い³²⁾ことから、また、「組合の現況を知り、帳簿の閲覧を請求するの権利を保有し、総会に出席して其の内情を明かにするの便宜があり、其の上に理事者の選任につきても貯金保護の道が立つて居るから、組合員自身の自治に任せて差支えがない³³⁾ことと比べて、いまの言葉でいえば非組合員の情報の非対称性のため、こうした理事個人の保護を規定しているとされる。なお、当時の当座貯金と定期貯金との地域別構成比の数字が紹介されているので、第8表に紹介しておく。

第8表 地域別の当座貯金・定期貯金構成比（昭和初年、調査年不明）

県名	貯金多き地方		県名	貯金少なき地方	
	当座貯金	定期貯金		当座貯金	定期貯金
滋賀県	27.57%	72.43%	沖縄県	46.06%	53.94%
山口県	23.70%	76.30%	宮城県	44.10%	55.90%
大阪府	33.98%	66.02%	福島県	47.98%	52.02%
香川県	35.10%	64.90%	大分県	44.34%	55.66%
京都府	34.70%	65.30%	青森県	52.70%	47.30%
福岡県	27.56%	72.44%	熊本県	44.88%	55.12%
兵庫県	27.58%	72.41%	岩手県	49.49%	50.51%
愛知県	38.15%	61.85%	神奈川県	58.29%	41.71%
静岡県	22.67%	71.84%	秋田県	39.20%	60.80%
高知県	46.40%	53.60%	山梨県	52.12%	47.88%
平均	31.69%	68.31%	平均	47.92%	52.08%

第8表で興味を引くのは、当座貯金と定期貯金の割合が地域によってかなり異なっていることである。当座貯金の割合が30%を下回っていたのは滋賀県、山口県、福岡県、兵庫県、静岡県であり、50%を上回っていたのは青森県、神奈川県、山梨県であった。傾向としては、比較的貯金額そのものが多い地域では、当座貯金よりも定期貯金を上回っており、貯金が少ない地域では当座貯金の割合が高くなっていったことがわかる。佐藤はこの傾向については、「此の貯金者の立場を大体示すものであって、定期貯金の多いといふことは当座貯金を以て小切手の振出が盛に行はれる場合を除き其の地方が富んで居るからであろう」³⁴⁾と指摘した。ちなみに、当時の貯金平均金利を示したのが第9表である。これについても、戦後の同一金利を当然とってきたわたしたちにとって、金利に地域差があったことは留意しておいてよい。定期貯金についてみると、最高金利は沖縄県の9%や青森県の8%近い地域から、最低金利では愛知県や滋賀県のように6%少しの地域まで存在していた。

他方、貸出業務に関しては、信用組合の貸付には、「生産貸付」（産業貸付）と「消費貸付」（経済貸付）がある、昭和8[1933]年度および昭和9[1934]年度の内訳は第10表に示している。およそ7割ほどが生産貸付であったことがわかる。また、貸出は償還期限により当座貸付と定期貸付に分かれ、当座貸付は短期貸付であり、当時で1～2か月までの償還期間であり、定期貸付は長期貸付であった。貸付は、さらに担保設定の有無により、信用貸付と担保貸付があった。信用貸付には保証人附信用貸付と無保証信用貸付があった。担保貸付に関しては、動産担保貸付（動

第9表 地域別の貯金平均金利表（昭和初期、調査年不明）

県名	平均金利	当座貯金	定期貯金	県名	平均金利	当座貯金	定期貯金
北海道	7.05	5.85	7.94	茨城県	6.26	5.68	6.84
青森県	7.17	6.44	7.95	栃木県	6.67	5.79	7.32
岩手県	6.95	6.62	7.77	群馬県	6.83	6.46	7.06
宮城県	6.99	6.30	5.57	埼玉県	5.86	5.31	6.51
秋田県	6.60	5.85	7.27	千葉県	6.03	5.39	6.57
山形県	6.62	5.70	6.95	東京都	5.77	5.14	6.54
福島県	6.96	6.19	7.52	神奈川県	6.01	5.46	6.67
新潟県	6.18	5.36	6.77	滋賀県	5.59	4.33	6.15
富山県	6.60	5.69	7.05	京都府	5.88	4.50	6.54
石川県	6.87	5.78	7.32	大阪府	5.92	4.64	6.53
福井県	5.84	5.15	6.61	兵庫県	6.33	5.07	6.81
鳥取県	6.45	5.39	6.85	奈良県	5.55	4.63	6.21
島根県	6.95	5.53	7.27	岡山県	6.38	5.34	6.83
長野県	6.95	5.31	7.56	広島県	5.86	5.04	6.44
岐阜県	5.84	4.75	6.47	山口県	5.74	4.12	6.31
静岡県	6.52	4.93	7.03	徳島県	5.65	4.65	6.59
愛知県	5.41	4.29	6.11	香川県	5.81	4.63	6.49
三重県	5.77	4.89	6.41	愛媛県	6.78	4.73	7.39
高知県	5.72	4.96	6.51	大分県	6.32	5.66	7.02
福岡県	6.15	5.61	6.63	宮崎県	6.86	4.95	7.62
佐賀県	6.21	5.23	6.98	鹿児島県	6.61	5.87	7.32
長崎県	6.93	5.74	7.57	沖縄県	8.17	6.54	8.90
熊本県	6.56	5.77	7.02	総平均	6.35	5.38	6.97
和歌山県	5.89	4.74	6.61				

産信用)と不動産担保貸付(不動産信用)があった。なお、昭和8[1933]年1月15日からは、かねてから立法化が求められていた農業動産信用法が制定・施行されることになり、農具・馬牛といった動産、あるいは収穫予定の農産物を担保とすることが認められるようになっている。農業における動産は一般に石油発動機、電動機、自動車、乾燥機、製茶機械、肥料、飼料、孵卵器、乾繭機、噴霧器、脱穀機、精米・麦機などである。実際の担保および無担保貸付の状況は第11表に示している。

第10表 信用組合（市街地信用組合・兼営組合を含む）の用途別貸付額

昭和8 [1933]年度			昭和9 [1934]年度		
金額			金額		
産業用	経済用	計	産業用	経済用	計
700,811,152 (69.20%)	311,955,068 (30.80%)	1,012,766,220 (100.0%)	797,841,657 (70.63%)	331,802,392 (29.37%)	1,129,618,049 (100.0%)
件数			件数		
2,041,449 (59.17%)	1,407,950 (40.83%)	3,449,399 (100.0%)	2,155,285 (59.55%)	1,464,256 (40.45%)	3,619,541 (100.0%)
1件当り金額			1件当り金額		
343	221	293	370	226	312

第11表 信用組合別の貸付状況（昭和9 [1934]年）

	全国信用組合	市街地信用組合	農村信用組合
金額	1,014,445,487 (100.00%)	158,826,536 (100.00%)	390,045,312 (100.00%)
無担保	522,030,483 (51.46%)	58,257,534 (39.50%)	240,388,411 (61.63%)
有担保	484,408,935 (48.54%)	100,569,002 (60.50%)	149,646,901 (38.37%)
件数	3,807,317 (100.00%)	219,837 (100.00%)	na
無担保	2,883,949 (75.75%)	134,502 (64.14%)	na
有担保	923,368 (24.25%)	85,335 (35.86%)	na

全国信用組合でみると、無担保融資が金額ベースで有担保融資を上回るが、市街地信用組合ではむしろ有担保融資の割合が高く、農村信用組合では無担保融資の割合が極めて高い特徴がでている。佐藤はこうした貸付分類のほかに、証書貸付と手形貸付についてもふれている。なお、第12表はこれらの分類に従って、市街地信用組合についてまとめたものである。市街地信用組合でみるかぎり、手形貸付が最も多く、佐藤はこの傾向を「手形割引なるものは甚だ振はないことを注意すべきである。これは我が組合員中手形の使用が行亘らないことと、手形には甚だ不確かな、所謂不良手形が存在するからであろう」³⁵⁾と結論づけている。

第12表にある手形割引は市街地信用組合だけに許可され、他の信用組合には割引は許されなかった。なお、手形貸付は手形割引とは全く異なる。佐藤はこの点について、「手形貸付は金銭貸借の約束が成立した後に、手形が作成せられるもので、金銭上の貸借を確証する手段として手形が

第12表 市街地信用組合の貸付金（昭和3 [1928]年1月末、中央金庫調査）

種別	貸付総額	組合平均	構成比%
定期貸付	30,385,609	142,655	29.12
手形貸付	37,241,311	174,842	35.68
当座貸付	19,001,575	89,209	18.21
手形割引	8,390,628	39,393	8.04
割賦貸付	8,761,190	41,132	8.39
その他	582,256	2,734	0.56
合計	104,362,569	489,965	100.00

用ひられるに過ぎない。手形割引は割引以前に已に手形が存在する。其の手形を有する組合員から組合手形を買入れることが手形割引である³⁶⁾と説明を加えている。ところで、では、当時の貯金金利と貸付金利の利鞘はどのようになっていたのだろうか。第13表は府県別の一覧表である。佐藤は調査年については明らかにしていないが、前後の脈絡からして昭和11 [1936]年頃ではないかと付度できる。

佐藤はこうした貸付金利を「最近の金利は驚くべきである³⁷⁾と述べているが、いまの私たちからすればそれでも当時の金利の高さには驚かされる。また、府県によって金利差が生じていたことも興味を引く。佐藤は信用組合の融資決定に至るまでの手続きについても頁を割いている。信用調査の項目、貸付最高金額の決定方法、貸出後の注意などについてもふれられている。

第5編は利用組合の経営についてである。利用組合は大正10 [1921]年の産業組合法の改正によって、それまでの生産組合が利用組合と呼ばれるようになった。生産組合は組合員の生産物加工に必要な設備使用を目的とした組合であったのが、改正後はこれ以外に生活改善に必要な手段使用もその目的に組み込んだ。この背景には、「世界大戦後の家賃の暴騰からする住宅問題解決策として利用組合により住宅の利用を組合員になさしめる途を講ずるの必要が起って来、またその他の生活改善の為に産業組合が働かざるべからざる必然的な状況に立ち至ったからである³⁸⁾」ことがあった。佐藤は利用組合について「今利用組合の活動部面を見ると、土地、農具機械、家畜、倉庫等の産業方面の外に電気、建築、水道、浴場、理髪、葬祭具、家具衣類等の経済方面が数へられ、最近特に医療組合、建築組合の4種事業の中で最も発達のおくれて居るものは斯組合である³⁹⁾」と指摘した。なお、利用組合総数は大正4 [1915]年末に1,673組合から昭和10 [1935]年には9,973組合となっていた。利用組合にはいろいろな種類があるが、佐藤はこのうち土地利用組合、自動車利用組合、電気利用組合、医療利用組合、建築利用組合、生活改善利用組合の事例として水道利用組合、浴場利用組合、理髪利用組合、葬祭具利用組合、衣類家具利用組合、助産婦の労務利用

第13表 府県別の貯金の平均金利と貸付金利比較表（調査年不明）

都道府県	貯金平均 金利	貸付金 平均金利	利鞘	都道府県	貯金平均 金利	貸付金 平均金利	利鞘
北海道	7.05	13.51	6.46	山形県	6.15	10.42	4.27
青森県	7.17	12.16	4.99	福島県	6.96	11.15	4.19
岩手県	6.95	11.93	4.98	茨城県	6.26	11.02	4.76
宮城県	6.99	11.22	4.23	栃木県	6.67	11.04	4.37
秋田県	6.60	11.39	4.79	群馬県	6.83	11.15	4.32
埼玉県	5.86	9.81	3.95	岐阜県	5.84	9.13	3.29
千葉県	6.03	9.72	3.69	静岡県	6.52	10.00	3.48
東京都	5.77	10.45	4.68	愛知県	5.41	8.82	3.41
神奈川県	6.01	9.67	3.66	三重県	5.77	9.36	3.59
新潟県	6.18	10.11	3.93	滋賀県	5.59	8.17	2.58
富山県	6.60	10.31	3.71	京都府	5.88	9.52	3.64
石川県	6.87	11.12	4.25	大阪府	5.92	9.84	3.92
福井県	5.84	9.20	3.36	兵庫県	6.33	10.06	3.73
山梨県	6.69	10.74	4.05	奈良県	5.55	9.30	3.75
長野県	6.95	10.16	3.21	和歌山県	5.89	9.73	3.84
鳥取県	6.45	9.90	3.45	福岡県	6.15	9.58	3.43
島根県	6.95	10.10	3.15	佐賀県	6.21	10.71	4.50
岡山県	6.38	9.78	3.40	長崎県	6.93	12.06	5.13
広島県	5.86	9.87	4.01	熊本県	6.56	11.00	4.44
山口県	5.74	9.06	3.32	大分県	6.32	11.40	5.08
徳島県	5.65	9.87	4.22	宮崎県	6.86	11.51	4.65
香川県	5.81	8.77	2.96	鹿児島県	6.61	11.28	4.67
愛媛県	6.78	10.50	3.72	沖縄県	8.17	13.40	5.23
高知県	5.72	10.20	4.48	全 国	6.35	10.41	4.06

組合を取り上げた。

土地利用組合のうち、重要な意義を当時有したのは小作利用組合であった。この普及の背景には農村における小作争議の増加があったことはいうまでもない。小作利用組合には、①「組合員がその農業作業の一切をあげて共同管理の下に置く所の農業の共同経営をなすもの」、②「都市を

区分して組合員の労働力及び資力に応じて組合より土地を借入れ、各個人自由の判断を以て耕運又は養蓄を営むもの」があるが³⁹⁾、当時の日本では②の形態が一般的であった。愛媛県余土村の信用購買販売利用組合が大正2[1913]年に土地利用事業をはじめたのがこの嚆矢といわれ、以後、全国に広がった。佐藤は「同組合に於ても著しき進展の跡を示したと同様にその与へた影響は大きく、同村への視察者は踵を接するの状態であり、内地は勿論遠く台湾朝鮮よりも来り、是にならって各地に設けられた組合を大正13年末現在で百七を数へて居る⁴⁰⁾」と述べている。小作利用組合の効果について、佐藤はつぎのように整理している⁴¹⁾。

- (1) 利用者側から見た利益—①「数多の地主に納米する不便なく、従って時間と手数とを省き得ること」、②「調整後直ちに倉庫に入れ保管安全なること」、③「共存共栄の意義を解し、思想善導を助成すること」、④「好感を以て農の転職に従事すること」、⑤「集合納米の結果自然他の模倣を心掛け、農事奨励に便なること」、⑥「組合員訓練に便利多きこと」、⑦「交換分合の結果比較的自己に便利な土地を耕作し得ること」、⑧「土地共愛の念慮を生じ土地に対する愛情が加はること」等。
- (2) 損失と認められる点—①「比較的不合格の処理がつかないこと」、②「地主に対する小作人との温情関係に幾分の疎隔を来すこと」、③「輕易なる損害と雖も申出容易なること」等。
- (3) 土地提供者より見た利益—①「定米受納の手数及時間を要しないこと」、②「倉庫設置の必要なく他に資金の運用をなし得ること」、③「定米の保管安全なること」、④「米の売却の便利なること」、⑤「定米の統一を計り得且大量販売より来る利益が少ないこと」等。
- (4) 土地提供者側から見た損失—①「温情関連減退の傾向を生じ農村美風を毀損すること」、②「所有地に対する情感減退の傾向を生ずること」、③「土地投資減少の傾向を誘ひ且地主の転出を容易ならしめる憂ひあること」等。

土地利用組合のほかにも、山林利用組合、牧場利用組合、苗代利用組合などがある。農具機械利用組合については、佐藤はまずどの程度の農具が利用されているかの数字を昭和9[1934]年の『農家経済調査』から紹介している。これからみるかぎり、当時において自作農で支出額が大きくなる傾向にあったことがわかる。このうち、実際に農村にも電力普及が起こるに従って脱穀機などの農機具がどの程度使われるようになっていたかは必ずしも明らかにされていない。なお、特定農具の使用を目的とした専門的農具組合はないが、利用組合においては各種の農具が整備されているところもあった。

家畜利用組合については、牛の利用が圧倒的多数であった。自動車利用組合に関しては、当時のモータリゼーション（自動車普及）の状況からみてその数は限定されていたといつてよい。電気利用組合は、佐藤はわが国における嚆矢として「電気利用組合の発端は長野県の下伊那郡龍丘村の龍丘電気利用組合である。大正2年に26人の有志が産業組合組織によって事業経営をなすことに決し、同村出身の技術者の好意もあり幾多の困難を克服して大正4年3月事業を開始し、其

第14表 農家経済調査（昭和9〔1934〕年）にみる農具費等の経費状況（円）

	自作農	自小作農	小作農	三者平均
農具費	21.43	20.59	18.53	20.18
肥料費	98.17	97.13	95.98	97.09
飼料費	34.69	42.29	33.21	36.73
請負費	74.25	39.32	14.03	42.53
小作料	22.74	154.96	266.11	147.93

の後の利用者益々増加し、第二発電所を設置する程に至ったが、此の先例は全国各地に同様な電気利用組合の設立を促すことになった⁴²⁾と指摘する。電気利用組合の区域と平均利用戸数は1県内の数戸というケースは少なく、最大で2,213戸、最小16戸という数字が紹介されている。電気の利用目的は電灯・電動力の使用のためとする組合がほとんどである。出資金の状況に関しては、組合員の出資だけで充分でなく、信用組合や同連合会などからの借入れに加え、政府からの低利資金の導入が行われていた。

医療組合については、昭和10〔1935〕年10月末で91組合（うち、連合会2）と紹介されている。普及地域は岩手県、青森県、秋田県、新潟県など東北地域のほか、群馬県、静岡県、愛知県が多い。反面、未設置府県は1府15県となっていた。嚆矢は大正11〔1922〕年4月に発足した岡山県船穂村の信用購買販売利用組合の医療利用兼営であった。組合で1人程度の医師を雇い、医療を行うという形態であった。その後、広域地域を対象とした大規模な総合病院が設けられるようになったものの、都市に比較して当時の農村には無医村が多かったことを考慮すると、こうした医療組合の意義が大きかったであろう。佐藤は昭和11〔1936〕年の内務省資料から全国は無医村を紹介している。昭和11〔1936〕年末において3,243村で、これは全国町村数の実に28%であった。また、診療に従事する医師数を市・町・村部でみれば、市部の場合、昭和3〔1928〕年～昭和11〔1936〕年で1.6倍と増加していることに対し、町部では同期間で18%の減少、村部で12%の減少となっていた。佐藤はつぎのように結論づける。「斯る医療の現況に対して、医療利用組合は医師に恵まれること最も少ない窮乏の東北地方に於て活発に活動して居る如き事実からして、如何に現在の開業医制度に対して其の欠陥を是正する役割を課せられているかを知ることが出来よう⁴³⁾。医療組合の最大問題の一つは、設備資金と医師や薬剤師への人件費の確保である。借入金主として産業組合系統機関に依っていた。なお、開業医と医療組合での医療費の比較については、佐藤は秋田医療組合のケースを紹介している。佐藤の表現を借りると、それは「革新的低下」が見られる。他方、支払いについては、通院患者はその都度の現金払いが原則であるが、入院患者は5日から10日毎の支払いとして、保証人が立てられている。前述の秋田医療組合の場合、年間の支払い不

能額は全体の12%ほどであると報告されている。なお、昭和8[1933]年には医療利用組合が各地に設立されたことから、全国組織として全国医療利用組合協会が発足した。なお、いまでこそ日本国民は国民健康保険に入っているが、当時、内務省がこの制度を提案していた。この点について佐藤はつぎのように述べている。

「最近内務省提案の国民健康保険制度に対して、賛否の論争や運動が展開されて居るが、其の制度の主旨は町村単位に国民健康保険組合をつくって、極く低額の保険料を払込み置き不時の医療費の負担の問題を解決しようとするものである。之に対しては政府は一定の補助金を交付することになっている。……此の如き保険制度が確立するならばかかる困難は解消せられるに相違ない。又医師に一定の報酬を予約し得ることにもなるのであるから、無医町村なるものが減少し医療の恩恵はあまねく一般国民に与へられることにもなるのである。」⁴⁴⁾

建築利用組合制度が導入された背景は既述のように、第1次大戦期の好景気による住宅費の高騰である。大正10[1921]年には産業組合法の改正で各種利用組合の設立が可能となり、住宅組合法もこの年に施行の運びとなった。産業組合と同様に住宅組合については、所得税や地方税などの免除といった特典が与えられた。さらに、佐藤は建築利用組合のほか、水道利用組合（水道事業は市町村営がほとんどであるが、奈良県と和歌県の2県を中心に結成されていた）、浴場利用組合（個人や銭湯が中心であり、全国でも組合数は昭和9[1934]年度末で20少しであった）、理髪利用組合（個人営業がほとんどであり、昭和9[1934]年度末で18箇所程度であった）、葬祭具利用組合（昭和9[1934]年度末で630組合）、衣類家具利用組合（現在であればレンタルということになるであろうが、当時、このような組合もわずかであった）、助産婦の労務利用組合（当時は日本では無医村のみならず助産婦さえいない農村も多かった。農村が組合を結成して助産婦を確保することの重要性は大きかった。昭和9[1934]年度末で岡山県、熊本県、徳島県、京都府を中心に45人となっていた）といったいわゆる生活改善組合についても概説した。

さて、ここで取り上げている『産業組合全書』では、とくに産業組合のうち、産業組合金融については第5巻と第6巻の2巻を割き、この問題を取り上げている。つぎに産業組合金融を取り上げておこう。

注

- 1) 佐藤寛次『産業組合経営』(上)、『産業組合全書』第3巻、高陽書院、昭和11[1936]年、1頁。
- 2) 同上、2頁。
- 3) 同上、2～3頁。
- 4) 同上、4～5頁。

- 5) 同上、6頁。
- 6) 同上、8頁。
- 7) 同上、62頁。
- 8) 同上、63頁。
- 9) 同上、63～66頁。
- 10) 同上、224頁。
- 11) 同上。
- 12) 同上。
- 13) 同上、224～225頁。
- 13) 同上、344～345頁。
- 14) 同上、347頁。
- 15) 同上、348～349頁。
- 16) 佐藤寛次『産業組合経営』（下）、64頁。
- 17) 同上、66頁。
- 18) 同上。
- 19) 同上、66頁。
- 20) 同上、67頁。
- 21) 同上。
- 22) 同上。
- 23) 同上、72頁。
- 24) 同上。
- 25) 同上、75頁。
- 26) 同上。
- 27) 同上、80頁。
- 28) 同上、84頁。
- 30) 同上、131～132頁。
- 31) 同上、134頁。
- 32) 同上、135頁。
- 33) 同上、136頁。
- 34) 同上、178頁。
- 35) 同上、223頁。
- 36) 同上、224頁。
- 37) 同上、233頁。

- 38) 同上、296頁。
- 39) 同上。
- 39) 同上、317頁。
- 40) 同上、320頁。
- 41) 同上、339～340頁。
- 42) 同上、358～359頁。
- 43) 同上、381～382頁。
- 44) 同上、396～397頁。